

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年8月9日(2012.8.9)

【公表番号】特表2011-525495(P2011-525495A)

【公表日】平成23年9月22日(2011.9.22)

【年通号数】公開・登録公報2011-038

【出願番号】特願2011-515036(P2011-515036)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/98 (2006.01)

A 6 1 Q 19/00 (2006.01)

A 6 1 Q 19/08 (2006.01)

A 6 1 K 35/56 (2006.01)

A 6 1 K 38/27 (2006.01)

A 6 1 P 17/16 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/98

A 6 1 Q 19/00

A 6 1 Q 19/08

A 6 1 K 35/56

A 6 1 K 37/36

A 6 1 P 17/16

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月13日(2012.6.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 9 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 9 9】

結果

図9～10で観察されるように、活性クリーム(0.5% w/w 体腔体液<0.22  $\mu$ m)の塗布後28日目に、シワの深さが17.8%、シワの幅が5.7%、及びシワの容量が23.3%の低減が観察された。プラセボについて、容量はより低く、且つ深さ及び幅は有意でなかった。容量の低減は有意であったが、それは活性クリームのものと比較して2倍以上少なかった。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

単離ヒトデ体液又はその抽出物を含んでなるスキンケア組成物。

【請求項2】

局所的に許容される担体をさらに含んでなる、請求項1のスキンケア組成物。

【請求項3】

前記ヒトデが、Asteria vulgarisである、請求項1又は2に記載のスキンケア組成物。

**【請求項 4】**

対象における皮膚疾患又は障害を予防又は低減するための、請求項1～3のいずれか1項に記載のスキンケア組成物。

**【請求項 5】**

前記皮膚疾患又は障害が、皮膚老化兆候である、請求項4に記載のスキンケア組成物。

**【請求項 6】**

前記疾患又は障害が、外傷、傷跡、又は皮膚線条である、請求項4に記載のスキンケア組成物。

**【請求項 7】**

前記ヒトデ体液又はその抽出物に、分子量が50 kDa未満の分子が実質的に存在しない、請求項1～6のいずれか1項に記載のスキンケア組成物。

**【請求項 8】**

前記ヒトデ体液又はその抽出物に、分子量が5 kDa超の分子が実質的に存在しない、請求項1～6のいずれか1項に記載のスキンケア組成物。

**【請求項 9】**

前記ヒトデ体液又はその抽出物に、分子量が50 kDa超及び5 kDa未満の分子が実質的に存在しない、請求項1～6のいずれか1項に記載のスキンケア組成物。

**【請求項 10】**

前記ヒトデ体液又はその抽出物が、組成物の0.01% w/w～5% w/wの濃度で存在する、請求項1～9のいずれか1項に記載のスキンケア組成物。

**【請求項 11】**

前記ヒトデ体液又はその抽出物が、TGF-1を含んでなる、請求項1～10のいずれか1項に記載のスキンケア組成物。

**【請求項 12】**

スキンケア組成物の製造のための、単離ヒトデ体液又はその抽出物の使用。

**【請求項 13】**

対象における皮膚老化兆候を予防又は低減するための、単離ヒトデ体液又は抽出物の使用。

**【請求項 14】**

前記使用が、(a)細胞移動に関与する1又は複数の遺伝子の発現の刺激、(b)表皮細胞移動の向上、(c)コラーゲン纖維厚みの増大、(d)コラーゲン纖維数の増大、(e)角質層のケラチン化の低減、(f)ケラチノサイト増殖の増加、(g)ケラチノサイト最終分化の増加、(h)表皮厚みの増加、(i)グリコサミノグリカン(GAG)発現の増大、(j)表皮における有糸分裂細胞濃度の増加、(k)表皮細胞層数の増加、(l)コラーゲンIII、コラーゲンIV及びコラーゲンVIIの少なくとも1つの発現の増加、(m)目尻のシワ深さの低減、(n)皮膚弾力性の増大、(o)口シワの低減、(p)皮膚堅さの増大、(q)細胞コロニー再形成(recolonization)の増大、及び(r)皮膚水分の増加、のうちの1又は複数をもたらす、請求項12又は13に記載の使用。

**【請求項 15】**

前記細胞移動に関与する1又は複数の遺伝子が、スマールプロテインリッチタンパク質(SPRR)遺伝子である、請求項14の使用。

**【請求項 16】**

前記スマールプロテインリッチタンパク質がSPR2Aである、請求項15に記載の使用。

**【請求項 17】**

前記使用が、コラーゲンIII、コラーゲンIV、及びコラーゲンVIIの少なくとも1つの発現増加をもたらす、請求項14に記載の使用。

**【請求項 18】**

目尻のシワ深さ及び/又は幅の低減をもたらす、請求項14に記載の使用。

**【請求項 19】**

口シワの低減をもたらす、請求項1\_4に記載の使用。

【請求項 2 0】

皮膚堅さの増大をもたらす、請求項1\_4に記載の使用。

【請求項 2 1】

皮膚弾力性の増大をもたらす、請求項1\_4に記載の使用。

【請求項 2 2】

皮膚水分の増加をもたらす、請求項1\_4に記載の使用。

【請求項 2 3】

皮膚細胞コロニー再形成の増大をもたらす、請求項1\_4に記載の使用。

【請求項 2 4】

前記単離ヒトデ体液又はその抽出物に、分子量が 50 kD 未満の分子が実質的に存在しない、請求項1\_2 ~ 2\_3のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 2 5】

前記ヒトデ体液又はその抽出物に、分子量が 5 kDa 超の分子が実質的に存在しない、請求項1\_2 ~ 2\_3のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 2 6】

前記ヒトデ体液又はその抽出物に、分子量が 50 kDa 超及び 5 kDa 未満の分子が実質的に存在しない、請求項1\_2 ~ 2\_3のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 2 7】

前記ヒトデ体液又はその抽出物が、TGF-1 を含んでなる、請求項1\_2 ~ 2\_6のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 2 8】

前記ヒトデ体液又はその抽出物が、組成物の 0.01% w / w ~ 5% w / w の濃度で存在する、請求項1\_2 ~ 2\_7のいずれか 1 項に記載の使用。